

西宮市特別支援教育審議会委員委嘱の件

下記のとおり、西宮市特別支援教育審議会の委員を委嘱する。

令和5年7月12日

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

記

1 委 嘱

(1) 委嘱者

竹田契一

花熊 暁

井出 浩

田中 智恵子

佐藤 佳余子

栗屋 邦子

金高 玲子（臨時委員）

原田 綾女（臨時委員）

(2) 委嘱年月日

令和5年7月14日

(3) 任期

令和5年7月14日～令和7年7月13日

(参考 1)

○提案理由

任期終了のため、新たな委員を委嘱する。

(参考 2)

○西宮市附属機関条例 (抜粋)

(委員)

第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。

4 委員は、2 回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4 回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 6 条の 6 西宮市特別支援教育審議会 (以下この条において「審議会」という。)

は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第 3 条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 4 項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第 2 項、第 3 項及び第 4 項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第 3 項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。

4 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

7 臨時委員を委嘱した場合の審議会及び部会における第 3 条第 5 項及び第 6 項並びに第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。

8 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

別表 (抜粋)

西宮市特別支援教育審議会	特別支援教育の推進について必要な事項の調査及び審議	6 人	学識経験者 医療関係者 保護者代表 教育関係者
--------------	---------------------------	-----	----------------------------------

新旧委員名簿

【新】

■ 委員（6名）

No.	区分	氏名	所属	任期の始期	任期の終期	当初就任日	期数（委嘱後）	選任種別（今回）
(1)	学識経験者	竹田 契一	大阪教育大学名誉教授 大阪医科薬科大学LDセンター顧問	R5.7.14	R7.7.13	H29.7.14	4期目	再任
(2)	学識経験者	花熊 暁	関西国際大学 教育学部 教育福祉科 教授	R5.7.14	R7.7.13	H29.7.14	4期目	再任
(3)	医療関係者	井出 浩	関西学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授 医学博士	R5.7.14	R7.7.13	H29.7.14	4期目	再任
(4)	保護者代表	田中 智恵子	P T A協議会	R5.7.14	R7.7.13	R5.7.14	1期目	改選
(5)	保護者代表	佐藤 佳余子	西宮養護学校P T A会長	R5.7.14	R7.7.13	R5.7.14	1期目	改選
(6)	教育関係者	粟屋 邦子	西宮市学校園長会	R5.7.14	R7.7.13	R4.7.14	2期目	再任

■ 臨時委員（2名）

No.	区分	氏名	所属	任期の始期	任期の終期	当初就任日	期数（委嘱後）	選任種別（今回）
(1)	臨時委員	金高 玲子	西宮専門家チーム相談員 元西宮市立西宮養護学校校長	R5.7.14	R7.7.13	H29.7.14	4期目	再任
(2)	臨時委員	原田 綾女	西宮市特別支援教育研究協議会副会長 西宮支援学校校長	R5.7.14	R7.7.13	R4.7.14	2期目	再任

【旧（現在の状況）】

■ 委員

No.	区分	氏名	所属	任期の始期	任期の終期	当初就任日	期数（現在）	選任種別（前回）
(1)	学識経験者	竹田 契一	大阪教育大学名誉教授 大阪医科薬科大学LDセンター顧問	R3.7.14	R5.7.13	H29.7.14	3期目	再任
(2)	学識経験者	花熊 暁	関西国際大学 教育学部 教育福祉科 教授	R3.7.14	R5.7.13	H29.7.14	3期目	再任
(3)	医療関係者	井出 浩	関西学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授 医学博士	R3.7.14	R5.7.13	H29.7.14	3期目	再任
(4)	保護者代表	松本 祐子	P T A協議会 副会長	R3.7.14	R5.7.13	R3.7.14	1期目	改選
(5)	保護者代表	鶴田 愛	西宮養護学校P T A会長	R3.7.14	R5.7.13	R4.7.14	1期目	改選
(6)	教育関係者	粟屋 邦子	西宮市学校園長会	R3.7.14	R5.7.13	R4.7.14	1期目	改選

■ 臨時委員

No.	区分	氏名	所属	任期の始期	任期の終期	当初就任日	期数（現在）	選任種別（前回）
(1)	臨時委員	金高 玲子	西宮専門家チーム相談員 元西宮市立西宮養護学校校長	R3.7.14	R5.7.13	H29.7.14	3期目	再任
(2)	臨時委員	原田 綾女	西宮市特別支援教育研究協議会副会長 西宮支援学校校長	R3.7.14	R5.7.13	R4.7.14	1期目	改選

※なお、前任者の残任期間を引き継いでいる場合は「任期の始期」が「当初就任日」よりも前の日付になります。